

令和6年7月大雨によってお住まいが浸水被害にあわれた皆さまへ
浸水住宅復旧緊急支援の補助金のご案内

《酒田市浸水住宅復旧緊急支援補助金》 【3月13日版】

令和6年7月の大雨災害により住宅が被害にあわれて、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊、準半壊、一部損壊の世帯の方々に支援します。

【申請期限】 令和8年2月27日まで

※予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

【実績報告書提出期限】 令和8年2月27日まで

※工事完了日から1ヶ月後を目途に提出をお願いいたします。

併用可能な「災害救助法の住宅の応急修理」も合わせて申請ください。

《補助対象工事》

以下の①～②すべてに該当するもの

①自らが居住している住宅の浸水被害による復旧又は修繕工事（床工事等、ボイラーやエアコンの修理交換等）。

※工事に併せて行う場合の泥の掻き出し・床下の消毒も対象になります（単独は不可）。

②罹災証明書で「半壊、準半壊、一部損壊（床下浸水）」が認められた住宅。

※ 着工後の申請も可能ですが、工事前・工事中の写真が必要になります。

※ 店舗、事務所、空き家、車庫や物置等は対象になりません。

- ・令和6年7月25日以降の工事が対象。
- ・災害救助法に基づく応急修理工事は対象になりません。（別途工事可）
- ・中規模半壊以上の場合、被災者再建支援法による支援制度があります。

《補助金の基準額》

浸水被害による復旧工事等に要する費用の1/2を補助

上限45万円

例 工事費100万円の場合、45万円を補助

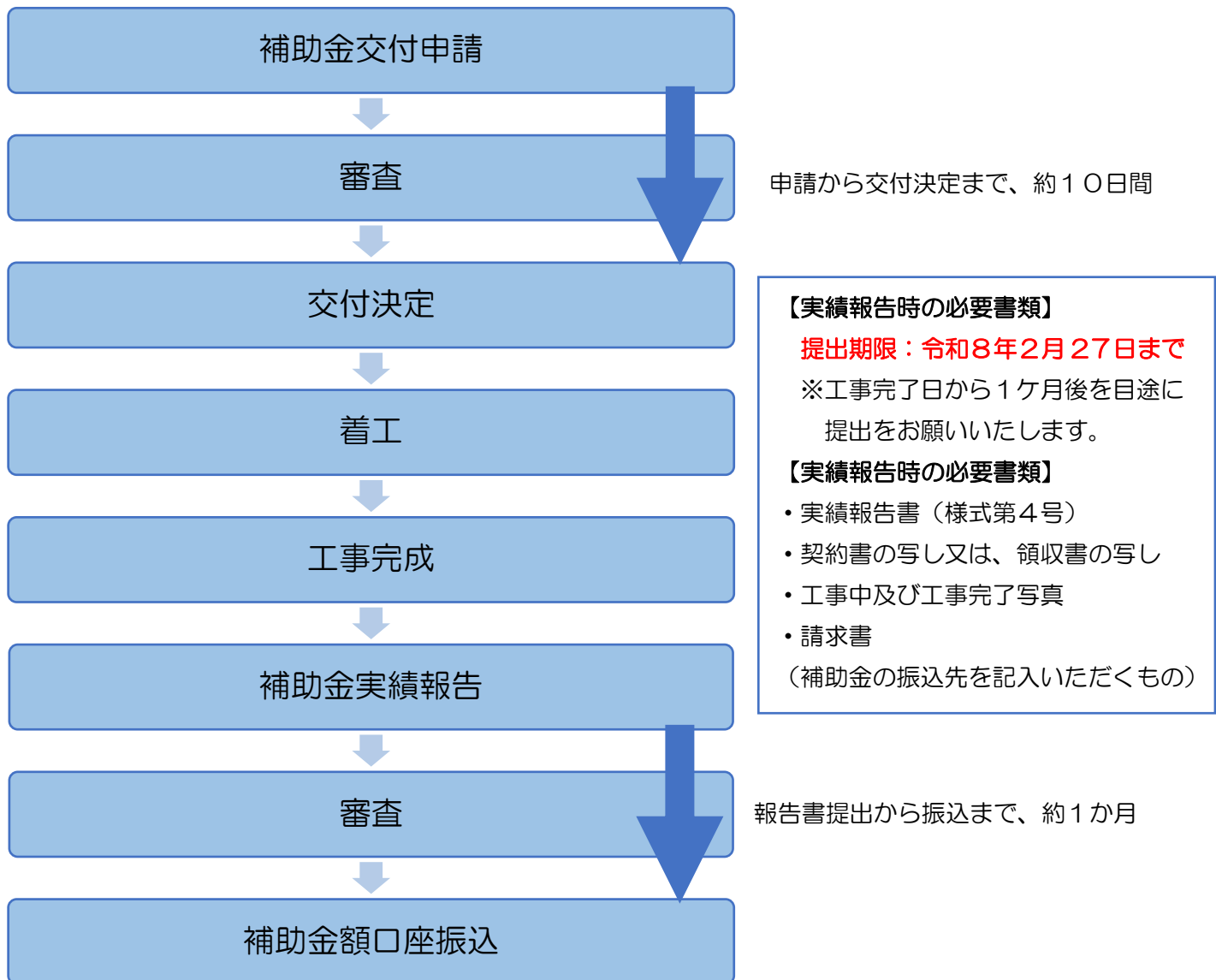
工事費50万円の場合、25万円を補助 ※工事費は5万円以上が対象になります。

～ 裏面もご覧ください ～

《申請に必要な書類》

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 工事の内容がわかる工事計画概要書（様式第2号）
- (3) 工事の見積書写し
- (4) 工事前の状況がわかる写真等（着工後に申請する場合は工事中も添付）
- (5) 罹災証明書の写し
- (6) その他必要な書類等

《手続きの流れ》



※審査により、交付申請金額が全額交付されないことがありますので、ご注意ください（交付決定時にお知らせいたします）。

《お問い合わせ窓口》酒田市建設部建築課
TEL：26-5749